

## 議案第63号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、雁の巣レクリエーションセンターの占用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第4 占用料の欄を次のように改める。

占 用 料
3,600円
4,200円
720円
4,200円
3,350円
4,200円
810円
810円
4,290円
21,500円
550円
500円

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。